

自転車・歩行者専用道路等の一時使用・通行のご案内

1 自転車・歩行者専用道路での一時使用・通行について

自転車・歩行者専用道路では自動車・自動二輪等の車両は通行できません。例外として、引越に伴う家財の搬出入や専用道路に面した家の建築工事などで他に通行経路がない場合に限り、届出又は承認を受けて通行できる場合があります。通行できる車両の規格や重量には条件があります。

詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

2 申請方法

引越など短期間で終了する場合の「一時使用」と、一定期間以上の工事で使用する場合の「一時通行」で手続が異なります。

① 引越、家電製品の搬出入など短期間の使用

「自転車・歩行者専用道路等の一時使用届」に記入し、添付書類も含めて3部ご用意ください。予備日がある場合はその日程も記入してください。杉並区役所西棟4階の土木管理課占用係に提出してください。



受付印を押した使用届をその場でお渡しします。

※使用内容によっては確認に日数を要することがあります。

② 解体、建築工事など一定期間以上の使用

◎承認までに約1週間かかります

「自転車・歩行者専用道路等の一時通行承認申請書」に記入し、添付書類も含めて3部ご用意ください。予備日がある場合はその日程も記入してください。

杉並区役所西棟4階の土木管理課占用係に提出してください。



承認書ができたらかご連絡しますので、土木管理課占用係に取りに来てください（約1週間）。

3 問い合わせ先

杉並区役所都市整備部土木管理課占用係

03-3312-2111